

市村清記念メディカルコミュニティセンター参画事業者募集要項

1. 募集の趣旨

市村清記念メディカルコミュニティセンターは、公民連携による町民の健康増進に資する取組を推進し、町民が生活習慣に対する意識を高めて健康の維持増進を図るとともに、広域的な交流の促進及びにぎわいを創出するテナント入居事業者を募集するものです。

2. 施設の概要

- | | |
|-----------|--------------------------------------|
| (1) 施設の所在 | 佐賀県三養基郡みやき町大字白壁 1074 番地 3 |
| (2) 施設構造 | 鉄骨造 2階建 |
| (3) 面積等 | 延べ面積：5,322.50㎡
駐車台数：245台、駐輪台数：40台 |
| (4) 開館時間 | 午前9時00分から午後10時まで |
| (5) 休館日 | 12月31日から1月3日までの日 |

3. 募集概要

- | | |
|------------|--------------------------------|
| (1) 募集区画 | 3区画（別紙「様式第7号 店舗利用計画書・館内案内図」参照） |
| (2) 区画面積 | |
| ○区画① | 50.00㎡ |
| ○区画② | 80.00㎡ |
| ○区画③ | 85.00㎡ |
| (3) 構造上の制約 | 建物の構造に影響を与えるような改修は行うことはできません。 |
| (4) 開業希望時期 | 令和6年7月上旬 |

4. 募集する事業内容、事業者及び要件

下記の募集する事業内容、事業者及び要件にすべて適合する者であること。

（事業内容）

- ・現参画事業者の事業内容と異なる事業内容（現参画事業者の事業内容は別表「現参画事業者一覧」参照）

（事業者）

- ・施設利用者の健康維持増進に資する物品販売若しくはサービス等を提供しながら賑わいを創出できる事業者

（要件）

- ・過去3カ年の営業（決算）実績があること。
- ・従業員及び社有車含め、5台以下であること。

5. 契約条件等

- | | |
|-----------|-----------|
| (1) 契約の相手 | みやき町長 |
| (2) 契約形態 | 建物使用賃貸借契約 |

(3) 契約期間 締結日～令和7年3月31日

※上記以降は、自動的に当該期間満了の翌日より起算して更に1年間延長され、以降も同様です。

(4) 区画面積並びに賃料及び共益費等

○区画① (50.00㎡)

①賃料 (年額) 1,245,800円 (1か月当たり 約103,816円)

②共益費 (年額) 113,793円 (1か月当たり 約9,482円)

○区画② (80.00㎡)

①賃料 (年額) 1,993,300円 (1か月当たり 約166,108円)

②共益費 (年額) 115,470円 (1か月当たり 約9,622円)

○区画③ (85.00㎡)

①賃料 (年額) 2,117,800円 (1か月当たり 約176,483円)

②共益費 115,749円 (1か月当たり 約9,645円)

※共益費として、下記に係る費用ご負担いただきます。

- ・事業系一般廃棄物処分料
- ・下水道使用料
- ・火災保険料

◎敷金 月額賃料の3ヶ月分以上

本契約に基づく債務を担保するため、契約締結時に上記敷金を無利息の預かり金として徴収します。なお、この敷金は賃貸契約解除時における原状回復費用等を除いた金額を原則的に返還するものとします。

◎諸費用の負担

産業廃棄物の処理費／店舗の電気料金／店舗の清掃、衛生に関する費用／通信費／修繕・点検・保守及び管理に要する費用 (ただし、空調は施設指定業者にて行います)／内装変更 (あらかじめ図面を提示し承諾を得る)

(5) その他

- ・参画事業者及びその従業員には、その販売・営業行為に係る関係諸法令等及び行政官庁等の指示を遵守し、必要書類の提出や許可を受けるなどのすべての手続きを完了してください。
- ・契約者の直営とします。(賃借権等の第三者への譲渡は認めません。)
- ・従業員、パート職員等の雇用については、可能な限り町民を優先してください。
- ・本要項を遵守できない者、または賃料等の滞納があった場合は事業者の裁量により無条件で契約解除できるものとし、その指定する期日までに退去していただきます。
- ・トイレや駐車場等共通使用施設の詳細については、契約後に事業者の指示どおりとさせていただきます。
- ・営業時間は、9時～22時内とします。
- ・参画事業者の責に帰する事由により、建物やテナント内装及び備品等を汚損、破壊した場合は参画事業者側の負担により現状に回復していただきます。
- ・その他、本要項に定めのない事項について疑義が生じた場合は、事業者及び参画事業者の

協議により定めることとします。

6. 参加資格要件

参加しようとするものは、次の要件をすべて満たしていなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していない者であること。
- (2) 法人税、事業税、地方税を滞納していないこと。
- (3) 会社更生法（平成 17 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更正手続開始の申し立てをしていないこと。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による民事再生手続の申し立てをしていないこと。
- (5) みやき町暴力団排除条例（平成 24 年みやき町条例第 1 号）第 2 条第 1 号から第 4 号までに該当していない者。
- (6) 政治団体、宗教団体又はそれに類する団体でないこと。
- (7) 本施設で展開される事業において、各関係諸法令に基づくすべての許可及び免許を有すること。
- (8) 過去の営業において法令に違反し、罰則等を受けたことない者であること。

7. 募集公告

- (1) 公告日 令和 6 年 4 月 23 日(火)
- (2) 公告方法 みやき町ホームページにて募集を行う。
- (3) 掲載資料
 - (ア)市村清記念メディカルコミュニティセンター参画事業者募集要項(本資料)
 - (イ) 様式
 - 1) 参加表明書 (第 1 号様式)
 - 2) 誓約書 (第 2 号様式)
 - 3) 提案書表紙 (第 3 号様式)
 - 4) 参画事業内容 (第 4 号様式)
 - 5) 開業資金計画書 (第 5 号様式)
 - 6) 経営計画書 (第 6 号様式)
 - 7) 店舗利用計画書 (第 7 号様式)
 - (ウ) 別図 館内案内図・間取り
 - (エ) 別表 現参画事業者一覧

8. 説明会

本プロポーザルに対して説明会は実施しない。

9. 参加表明手続

- (1) 提出書類 (ア) 参加表明書 (第 1 号様式)
(イ) 誓約書 (第 2 号様式)

(ウ) 参画事業内容 (第4号様式)

(2) 提出先

〒849-0111 佐賀県三養基郡みやき町大字白壁 1074 番地 3
市村清記念メディカルコミュニティセンター内
みやき町役場 メディカルコミュニティ推進課

(3) 提出方法

持参又は郵送すること。郵送の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便で提出すること。

(4) 提出期間

令和6年5月 7日(火) 午後5時00分まで(必着)
(持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。)

(5) 参加資格要件の確認結果

令和6年5月 9日(木) までに参加資格確認結果通知書を発送する。

10. 提案書等の受付

参加資格要件の確認の結果、参加資格を有すると認められた者(以下「参加者」という。)から、次のとおり提案書等を受け付けるものとする。

(1) 提出書類

- ① 定款 1部
- ② 法人登記簿本(提出の日において発行日から3か月以内のもの) 1部
- ③ 印鑑証明(提出の日において発行日から3か月以内のもの) 1部
- ④ 納税証明書もしくは滞納無し証明書(未納・滞納がないことの証明) 各1部
 - A 国税: 税務署発行「様式3の3」
 - B 都道府県税: 都道府県税事務所発行「都道府県税及びその付帯徴収金に未納の徴収金の額がない証明」
 - C 市町村税: 全税目の納税証明書
- ⑤ 提案内容 ア〜クの順で10部
 - ア) 提案書表紙(A4、様式3)
 - イ) 参画事業内容(A4、様式4)
 - ウ) 財務諸表の写し(過去3期分)
 - A 貸借対照表
 - B 損益計算書
 - C キャッシュフロー計算書等
 - エ) 提案内容(下記項目について別葉で作成すること。A4、任意様式、10枚以内)
 - ・実施事業における健康維持増進に関すること。
 - ・集客のアイデア
 - ・現参画事業者との連携
 - ・地元雇用について
 - ・地元企業との連携

・町施策への寄与

- オ) 事業実績 (A 4、任意様式)
- カ) 開業資金計画書 (A 4、様式5)
- キ) 経営計画書 (A 4、様式6)
- ク) 店舗利用計画書 (A 4、様式7)

(2) 提出先

〒849-0111 佐賀県三養基郡みやき町大字白壁 1074 番地 3
市村清記念メディカルコミュニティセンター内
みやき町役場 メディカルコミュニティ推進課

(3) 提出方法

持参又は郵送すること。郵送の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便で提出すること。

(4) 提出期間

令和6年5月22日(水)午後5時00分まで(必着)
(持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。)

1 1. 提案書等に関する質問と回答

提案書等の作成にあたっての質問を電子メールにより受け付ける。電子メールの送信後、電話でその旨を連絡すること。

- ①受付期間 令和6年5月14日(火)午後5時00分まで(必着)
- ②提出先 みやき町役場 メディカルコミュニティ推進課
e-mail: medical@town.miyaki.lg.jp
- ③回答方法 令和6年5月17日(金)に質問者に回答する。
- ④連絡先 みやき町役場 メディカルコミュニティ推進課
Tel: 0942-89-6320(直通)

1 2. 評価及び結果通知

(1) 参加資格の審査及び提案書等の確認

みやき町役場 メディカルコミュニティ推進課が行う。

(2) 提案書等の評価

市村清記念メディカルコミュニティセンター参画事業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)において、次のとおり審査を行い、最高点を取得した参加者を受託候補者とする。

(ア) 審査

提案書等についてのプレゼンテーションを行い、評価基準に基づき審査を行う。比較は審査委員の平均点で行うものとし、これが60点未満の場合は受託候補者とししない。

- (a) 実施予定日 別途通知する
- (b) 場所 別途通知する
- (c) 時間 40分(予定)
[目安: 準備5分、説明20分、質疑応答15分]
- (d) 出席者 3名以内。業務責任者及び担当者は、必ず出席すること。

(3) 評価基準

評価項目		評価基準	配点
事業内容		募集の趣旨と合致しているか 経営に十分な人員体制が取られているか	10
経営状況		安定性、継続性、信頼性はあるか	10
提案内容	実施事業における健康維持増進に関すること	健康維持増進への貢献度は高いか	10
	集客のアイデア	集客へのアイデア等は豊富か	10
	現参画事業者との連携	現参画事業者との連携した具体的な方策はあるか	10
	地元雇用	地域の雇用等に対する具体的なアイデアはあるか	5
	地元企業との連携	地元企業と連携する具体的なアイデアはあるか	5
	町施策への寄与	貴社の特色を生かし、町の施策に対し、どのように寄与していくのか	10
事業実績		業績は良好であるか	10
経営計画		収入計画は適正であるか	10
		支出計画は適正であるか	10

(4) 評価における注意事項

- (ア) 審査で最高点を取得した参加者が複数いる場合は、選定委員会で再評価を行う。
再評価で最高点を取得した参加者が複数いる場合は、委員長が受託候補者を選定する。
- (イ) 審査の参加者が1者であっても審査を行う。
- (ウ) 審査の点数が、60点以上の者がいない場合、後日改めて公募型プロポーザルを実施する。

(5) 結果通知

参加者に提案書等評価結果通知書を発送する。

13. 参加資格の喪失等

次のいずれかに該当する場合は、本プロポーザルに参加できない。また、既に提出された提案書等は無効とする。

- (1) 「6. 参加資格要件」に規定する要件を満たさなくなったとき。
- (2) 町への提案書類に虚偽の記載をしたことが判明した場合。

14. その他

- (1) 本プロポーザルに係る費用は参加者の負担とする。
- (2) 提案は1者1提案までとし、書等を受け付けた後の追加及び修正は認めない。
- (3) 提出された書類は返却しない。

- (4) 町は、提出された書類についてみやき情報公開条例（平成17年みやき町条例第10号）の規定による請求に基づき、第三者開示することがある。
- (5) 町は、提出された書類について、提出した者に無断で本プロポーザルの目的以外に使用しない。
- (6) 参加表明書の提出後に参加を辞退する場合は、その旨を明記した文書（任意様式）を提出すること。

15. スケジュール（予定）

	項 目	日 程
(1)	募集要項等の公表	令和6年4月23日
(2)	参加表明手続締切	令和6年5月 7日
(3)	参加資格確認結果通知書発送	令和6年5月 9日
(4)	募集要項等に関する質問・意見の受付締切	令和6年5月14日
(5)	募集要項等に関する質問・意見の回答	令和6年5月17日
(6)	提案書等提出期限締切	令和6年5月22日
(7)	審査	令和6年5月下旬以降
(8)	提案書等評価結果通知書発送	
(9)	契約締結	

【本事業に関する窓口】

みやき町役場 メディカルコミュニティ推進課

〒849-0111

住所：佐賀県三養基郡みやき町大字白壁1074番地3

市村清記念メディカルコミュニティセンター内

TEL：0942-89-6320 FAX：0942-89-3385

e-mail：medical@town.miyaki.lg.jp